

警察公論第 80 巻第 10 号付録「SA2026」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

P50 法改正&新法ナビ 01 拘禁刑 ※ページ中段の図表右側に誤りがあります。	
誤	禁錮刑
正	拘禁刑

P144 犯人蔵匿等罪 ※枝(3)に誤りがあります（正解及び解説に変更はありません）。	
誤	(3)たとえ犯人が死亡していても、捜査機関に誰が犯人か分かっていない段階で捜査機関に対して自ら犯人である旨虚偽の事実を申告した場合には、犯人隠避罪は成立する。
正	(3)捜査機関に誰が犯人か分かっていない段階で捜査機関に対して自ら犯人である旨虚偽の事実を申告した場合、 犯人が死亡していたときには 、犯人隠避罪は成立 しない 。

以上